

## 和歌山県 Wi-Fi 環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、和歌山県を訪れる外国人観光客等が公衆無線ローカルエリアネットワーク（以下「Wi-Fi」という。）を快適に使用できる環境の整備（以下「Wi-Fi 環境整備」という。）を行うため、市町村等の Wi-Fi 環境整備に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者等」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づいて設立された法人であって商店街組織（複数の商店からなる組織をいう。）及びこれに準ずる団体であって規約等により代表者の定めがあり財産の管理等を適正に行うことができるもの
- (3) 観光に関する事業を営む者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、和歌山県内に所在する商店街の区域又は施設（次に掲げる施設を除く。）等において、別紙に定める基準を満たす Wi-Fi 環境整備を行う事業とする。

- (1) 市町村が所有する施設のうち、庁舎及び当該市町村の住民が専ら利用する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。この場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第 4 条の補助金等交付申請書に添付する書類の様式等は次のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第 1 号様式	1 部
収支予算書兼経費内訳書	別記第 2 号様式	
Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面		
工事費等の見積書		
誓約書	別記第 3 号様式	
その他知事が必要と認める書類		

2 補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 規則第6条により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助対象事業の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の20パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告しなければならないこと。知事は、当該報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。
- (4) 補助事業者等は、財産処分を行おうとする場合は財産処分承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。この場合において、規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間とし、同条第2号の規定により知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- (5) 前項の処分を行うことにより収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができること。
- (6) 補助事業者等は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の趣旨に従って効果的に運用しなければならないこと。
- (7) 補助事業者等は、補助金に関わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

（変更の承認）

第7条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、それぞれ次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号ア又はイに該当する場合 事業計画変更承認申請書（別記第6号様式）
- (2) 前条第1号ウに該当する場合 事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）  
（変更交付申請）

第8条 補助対象事業の内容の変更等により、交付決定を受けた補助金変更交付を受けようとする場合は、変更交付申請書（別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前条第1号に規定する書類の提出は、省略することができる。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	1部
収支予算書兼経費内訳書	別記第2号様式	
Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面		
工事費等の見積書		
その他知事が必要と認める書類		

（状況報告）

第9条 規則第11条の規定による報告は、別途知事が指示するところに従い、事業状況報告書（別記第9号様式）により行うものとする。

（実績の報告）

第10条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書に添付する書類の様式等は次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業報告書	別記第10号様式	1部	当該補助事業が完了した日から起算して3か月を経過した日又は補助金の交付を決定した翌年度の4月30日のいずれか早い日
補助経費決算書	別記第11号様式		
経費の明細及び支出の根拠となる書類（契約書、納品書、領収書の写し等）			
Wi-Fi アクセスポイント設置箇所及びステッカー等を掲示した場所の写真			
その他知事が必要と認める書類			

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

「WAKAYAMA FREE Wi-Fi」の基準

- （1） Wi-Fi アクセスポイントの識別名である SSID (Service Set Identifier) について、県が指定するものを利用すること。
- （2） Wi-Fi に接続する際、外国語表示（英語、中国語（繁体字及び簡体字）並びに韓国語）による認証手続が行われること。
- （3） Wi-Fi に接続した際に最初にアクセスするサイトについては、県の指定するサイトに転送（リダイレクト）させること。
- （4） 県が別途県有施設に整備する Wi-Fi に接続するために利用するソフトウェア（アプリケーション）により、認証手続の一元化が可能であること。
- （5） 無料かつ特定の電気通信事業者との利用契約に限定されないサービスであること。
- （6） 不正な通信等を行った端末があった場合に備え、当該端末の利用履歴を特定する等の機能を有すること。
- （7） 災害発生時等の非常時には、接続回数の制限なく使用できること。
- （8） 「WAKAYAMA FREE Wi-Fi」のステッカー等を掲示し、利用者に分かりやすく表示すること。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費

対象経費の内容	詳細
機器購入費	Wi-Fi アクセスポイント、給電 HUB、LAN ケーブルその他 Wi-Fi 環境の整備に必要と認められる機器及びソフトウェアの購入費
設定費及び 設置工事費	初期設定費及び電源設置工事費、配線工事費その他 Wi-Fi 環境の整備に必要と認められる工事費

2 補助率及び補助限度額

区分	Wi-Fi アクセスポイント数	補助率	Wi-Fi アクセスポイント 1 台あたりの補助限度額
市町村	制限なし	2 分の 1	制限なし
商店街組織等（第 2 条第 2 号に掲げる者をいう。）	1 台目	10 分の 10	150 万円
	2 台目以降	3 分の 2	100 万円
観光事業者（第 2 条第 3 号に掲げる者をいう。）	1 台目	10 分の 10	15 万円
	2 台目以降	3 分の 2	10 万円 なお、1 台目含む補助総額は 205 万円以内とする。